

## 白浜町企業誘致促進条例

### (目的)

第1条 この条例は、町の経済活性化のため、町内に事業所を新設、増設又は移設（以下「新設等」という。）する事業者に対して優遇措置を講ずることにより企業誘致を促進し、本町の産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業の用に供するための別表に掲げる施設及びこれと一体的な利用に供する施設をいう。
- (2) 新設 町内に事業所を有しない者が、新たに事業所を設置すること又は町内に事業所を有する者が、町内の他の場所に既設の事業所と異なる業種の事業所を設置することをいう。
- (3) 増設 町内に事業所を有する者が、事業所規模を拡大する目的で事業所を新たに設置し、又は当該事業所の敷地若しくはこれに隣接した土地において事業所を拡大することをいう。
- (4) 移設 町内に事業所を有する者が、事業規模を拡大する目的で当該事業所を廃止し、町内の他所に事業所を設置することをいう。
- (5) 閉鎖中の宿泊施設 1年以上営業活動が行われていない旅館、ホテル、1戸建の保養所等（マンションを除く。）をいう。
- (6) 正社員 正規雇用（特定の雇用者と継続的な雇用関係において、雇用者の元で全勤務時間の従業を行う雇用形態をいう。）で事業者には雇われ、従業員籍を有する労働者をいう。
- (7) 投下固定資産 事業所を新設等する目的で、当該新設等の日から5年前の日以降に取得した土地又は家屋をいう。この場合において、直系血族若しくは自己が役員となっている法人との間の取引又は親会社、子会社、関係会社及び関連会社間の取引にかかる費用は、投下固定資産には含めないものとする。

### (優遇措置)

第3条 町長は、平成34年3月31日までに事業所を新設等することによって、事業発足時に事業者（当該事業所を一体として事業を営む事業者をいう。次項において同じ。）が新たに3人以上の正社員を雇用し、引き続き当該雇用を維持することが確実であると見込まれるときは、事業者（当該事業所を新設等した事業者をいう。）に対し、当該事業所が開設された年度から5年間に限り、次の各号に掲げる額を限度として企業誘致促進助成金を交付する。ただし、白浜町過疎地域自立促進特別措置法による町税の特例に関

する条例（平成18年白浜町条例第52号）の規定により固定資産税の不均一課税の適用を受ける場合は、当該不均一課税適用期間は助成金を交付しないものとする。

- (1) 閉鎖中の宿泊施設を取得し、事業所を新設等したものにあつては、投下固定資産に課税された固定資産税の2分の1に相当する額
- (2) 新たに土地及び家屋を取得し、又は既に取得している土地に新たに家屋を取得し、事業所を新設（新たに家屋を建築し、増設（当該事業所の敷地若しくはこれに隣接した土地において事業所を拡大するものにあつては、規則で定める規模以上のものに限る。）又は移設したものを含む。）したものにあつては、投下固定資産に課税された固定資産税の5分の2に相当する額

2 町長は、前項に規定する助成金の交付又は固定資産税の不均一課税の適用を受ける事業所での事業発足に当たり事業者が新たに正社員（当該事業所の開設時に町内に住所を有する者として規則に定めるものに限る。）を雇用したときは、当該事業者に対し、正社員1人につき10万円の雇用奨励金を交付する。ただし、交付は一事業所につき1回を限りとし、1,000万円を限度とする。

（便宜供与の措置）

第4条 町長は、この条例の適用を受けて町内に事業所を新設等しようとする事業者に対し、次の各号に掲げる措置を講ずることができる。

- (1) 用地等の情報提供
- (2) 官公署等との連絡
- (3) その他町長が必要と認める事項

（申請及び承認）

第5条 前2条の適用を受けようとする事業者は、規則の定めるところにより、町長に申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をするに当たり、公害防止に関する協定その他必要な条件を付することができる。

（優遇措置等の継承）

第6条 相続、譲渡、合併その他の事由により、事業所を継承した者は、引き続き残余の期間、第3条及び第4条の規定の適用を受けることができる。

2 前項の規定により、事業を継承した者は、権利を取得した日から1月以内に継承を証する書面を添えて、町長に届け出なければならない。

（申請内容の変更）

第7条 第5条第1項の規定により承認を受けた事業者は、申請内容を変更しようとするときは、町長に届け出て、その承認を受けなければならない。

（承認の取消し）

第8条 町長は、第5条第1項の規定による承認を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 承認条件を欠くに至ったとき。
- (2) 事業開始が、申請書に記載された予定の日より1年を遅延したとき。
- (3) 事業が長期にわたり休止又は停止の状況にあると認められたとき。
- (4) 偽りその他不正の行為により承認を受けたとき。
- (5) 正当な理由なく、町税等公共料金を滞納したとき。
- (6) その他この条例の趣旨に違反したとき。

(優遇措置等の停止等)

第9条 町長は、前条の規定により、承認の決定を取り消した事業者に対し、速やかに優遇措置等を停止するとともに、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告及び調査)

第10条 町長は、第5条第1項の規定により承認を受けた事業者に対し、この条例の施行に必要な事項について報告を求め、又は当該職員に対し、実地に調査することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効の日までにこの条例による優遇措置の承認を受けた事業者に対するこの条例の適用については、当該日以降も、なおその効力を有する。
- 3 この条例の施行に日の前日までに、白浜町企業誘致促進条例（平成18年白浜町条例第136号）の規定により講じた優遇措置については、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月20日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月16日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月28日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。